

店舗改装費補助事業

市内の飲食サービス業、小売業、生活関連サービス業の店舗を対象に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を目的とした店舗改装等を補助することにより、クラスターの発生を未然に防止するとともに、市民の自粛ムードの解消と市内の感染者の発生を抑制し、店舗への客足の回復へつなげる

補助金額・補助率

上限**50万円**以内 補助率**3分の2**（1事業者1申請）

※予算の範囲内で、約15事業者の採択予定

二次募集!

対象事業者

□下記の①～④を全て満たすこと

- ① 市内で飲食サービス業・小売業・生活関連サービス業に属する店舗を経営している市内の中小・小規模事業者
- ② 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例(平成27年苫小牧市条例第33号)に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者等に該当しない事業者。
- ③ 市税の滞納が無い事業者
- ④ 令和2年度実施の店舗改装費補助事業(特例)を利用していない店舗
※通例の店舗改装費補助事業の利用実績は問わない

二次募集!

応募スケジュール

- 申請受付 令和3年7月1日(木)～令和3年7月31日(土)消印有効※応募多数の場合は抽選
- 工事実施期間 交付決定後～令和3年10月31日(日) ※交付決定後に工事を実施すること
- 実績報告 支払い完了後～令和3年12月28日(火)

対象業種

対象業種一覧



日本産業分類



□ 日本産業分類にて、

- 中分類番号57～60 『小売業』
※例:衣服、靴、雑貨、飲食料品、書籍、スポーツ用品、玩具、楽器、時計、眼鏡、花、印章等
- 中分類番号76 『飲食サービス業』
※例:食堂、ラーメン、焼肉、料亭、そば、すし、居酒屋、バー、スナック、喫茶店、お好み焼等
- 中分類番号78～79 『生活関連サービス業』
※例:理美容、風呂、エステ、リラクゼーション、ボディケア、セラピー、ネイル、冠婚葬祭等

【申請期限】 令和3年 7月31日(土) ※消印有効

市のHPはこちら

【報告期限】 令和3年12月28日(火) ※必着

【郵送先】 〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市産業経済部商業振興課 店舗改装費補助事業(特例)担当

※ 感染防止のため郵送での申請を基本とします。郵送での申請が困難な方は窓口にご相談ください。
※ 簡易書留や一般書留、レターパックプラス(郵便物の追跡が可能で、配達時に受取確認がされるもの)で郵送

【問合わせ】 0144-32-6445 8:45～17:15(平日)



対象工事例

	① 店舗の換気向上工事	② 店舗の密集対策工事
対象となる 主な工事	<ul style="list-style-type: none"> ・高機能換気設備（熱交換機能付のもの） ・換気システムの設置 ・業務用エアコンの設置 ・換気機能付の家庭用エアコンの設置 ・お客と接する空間の換気扇、窓、網戸の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・個室化に伴う壁の増設工事 ・間仕切りの設置（半個室化） ・ブラインド設置工事 ・ロールスクリーン設置工事
対象外の 主な工事	<ul style="list-style-type: none"> ・すでにある設備の修繕工事 ・厨房の換気扇工事（お客と接しない場所） ・家庭用エアコンの設置（換気機能付を除く） ・備品（動かせるもの）の購入、設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・すでにある設備の修繕工事 ・すでにある個室に対するグレードアップ

- 全ての工事において、市内の施工業者を利用すること

二次募集!

必要書類

【①申請書提出】～令和3年7月31日まで (消印有効)

- 1 申請書(様式第1号)
※ 市役所でも配布します。
- 2 工事の見積書
※市内の事業者が行う工事で、日付の記入があるもの
- 3 工事予定個所の写真
※部屋全体がわかるものと工事個所がわかるもの
いずれも撮影日を記入。
- 4 誓約書兼同意書(様式第3号)
- 5 名簿(役員等の一覧表、様式第3号)
※法人事業者のみ

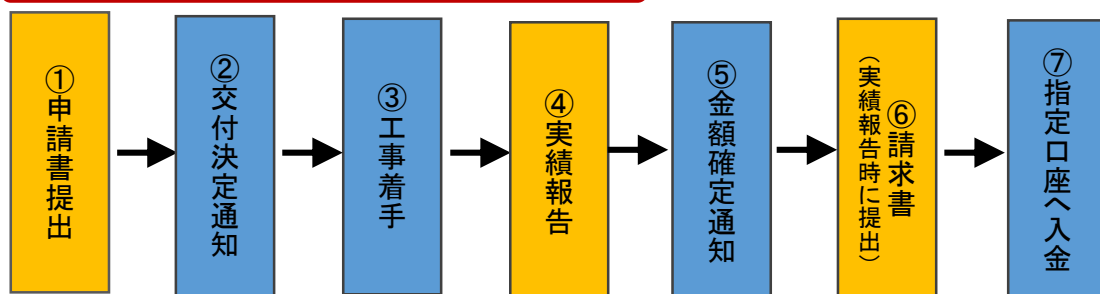
【④実績報告】～令和3年12月28日まで

- 1 実績報告書(様式第7号)
※ 市役所でも配布します。
- 2 工事の請求書
- 3 工事の領収書
- 4 工事完了個所の写真
※ 申請時に提出した写真と同じ場所で、工事後の
状態が分かるように。撮影日を記入。

【⑥請求書】～④実績報告と同時に提出可能

- 1 補助金交付請求書(様式第9号)
- 2 通帳の写し
(補助金の振込先/金融機関名、口座番号、
口座名義人が分かるページ)

支援の流れ



とま子ヨッパ